

享保の改革による代官支配の変化について

—三島代官廃止と後期垂山代官成立の背景から—

仲　田　正　之

はじめに

徳川幕府の初期財政は、貿易収入・金銀採掘によつて潤沢であった。しかし、鎖国後は輸入超過となり、鉱山も採掘量が激減して依存できなくなつていった。それでも家康以来の貯蓄がある間は問題なかつたが、明暦の大火による江戸市街地復興に貯蓄のほとんどを使い果たし、財政向に留意しなければならなくなつた。そこで、貢租収入に目がむけられ、代官方を督励するようになる。ところが、初期代官には家康との個人的結びつきによつて任せられた土豪代官と、これを統率する代官頭があり、在地の小土豪性により時には年貢収納を請負う農民もあつた。農民から臨時に代官となる者は淘汰され、農民に戻る者と上昇固定化していく者とに分かれる。初期代官を年貢請負い代官などといい、土豪代官もさまざまな特権と將軍家との信頼関係によつて年貢収納を請負つていた。幕府は、代官の土地經營、商売を禁じ、半私領的支配地にかえ知行地をあたえるなど、公私混同的地方經營の転換をはかつた。しかし、年貢収納がどのような形で行われようとも帳簿尻があえばよく、その期限も緩慢であった当時急激な改革は困難であった。代官の方とて、急に貢租の未進分・滞納分を納入せよ、毎年定期的に納入せよ、と命ぜられても実行できるものではなかつた。もともと所領安堵をしがため暫定的に当分代官所と心得よ、と命ぜられたものは經營難にあえぎ、貢租の私的運用も多かつた。このため、天和元年（一六八一）勘定吟味役が設置され、貞享四年（一

六八七）に総代官の会計監査が実施されると、経営不良な代官が多数露呈し、大量肅正と人事移動が実施された。肅正以後の代官を吏僚代官といい、近世的吏僚などという造語もなされた。さらに享保の改革でも代官肅正が実施され、口米の直接収得の廃止とともに吏僚化の転換点となつたという。以上が、現在までに認識される代官成立過程である。

この過程に伊豆代官をあてはめると、典型的土豪代官江川氏があり、世襲制のゆえにその検証が可能である。江川氏は、養珠院の縁により、徳川家康から代官を命ぜられ、秀忠・頼宣の庇護を受けた。その結果、天和・貞享期の処分をまぬがれたが、莫大な負米金が残り、ついに享保八年罷免され、小普請組に編入された。その後宝暦八年（一七五八）韋山に復帰する。天和・貞享期および享保の改革で肅正された代官が復活した例は少ない。この復活に江川氏の特性と元禄地方直し以後の伊豆の事情があり、享保の改革の問題点が内在するように見える。

江川氏では英勝の在任中、享保八年相模国花水橋工事の際、中原御林の材木刈出しに手代の不正が発覚、罷免された。英勝は韋山に新田開発をおこない、この小作米で負米金を返済しようとした。これが順調でなかつたため、英勝の子英彰は寛延二年（一七四九）奉公を願い、勘定役出仕を命ぜられた。このとき、韋山屋敷をとりこわし、山林・田畠を幕府に納め、江戸移住することを願出た。老中堀田正亮は、希代の旧家ゆえ、留守居をおいて大切にせよ、と命じた。英彰は、同年大晦日に御取箇方、翌三年五月十九日には常陸・下総代官、宝暦三年陸奥・下野代官に転じ、宝暦八年六月二十九日韋山代官に復帰した。しかし、英彰は七月二十五日病没、子英征が十一月四日再命されたが、支配体制はととのわず、割付から半年余関東郡代伊奈半左衛門の当分預となつた。⁽¹⁾ 翌九年から十年にかけて体制がととのい、後期韋山代官時代となる。江川氏は、寛延二年から宝暦八年までの十年余、韋山をはなれていたが、従来の権益で失つたものがなかつた。⁽²⁾

この問題を高橋敏氏は、「後期韋山代官成立と三島代官廃止は、享保の改革の延長線上にあり、土豪性を払拭させるために韋山を離れさせ、吏僚化した江川氏を韋山にもどし、本来もつてゐる土豪性を背景に大名のない伊豆を統治させた」と、昭和四〇年代より主張してきた。⁽³⁾ 氏の提起・定義は、後期韋山代官成立の面から徐々に実証されつつあるが、先般『静岡県史』の

「三島代官廃止」の項を執筆するにあたり、その必然性をしめす資料調査をおこなった結果、きわめて有効と考えられる資料を発見した。この資料紹介と解説をこころみたのが、「宝暦期代官を考える」（『韋山町史の葉』第一〇集、平成八年）である。これは論としては未成熟であったのでここに整理し、紹介するものである。

小論においては三島代官廃止と後期韋山代官成立の背景をのべるが、元禄地方直しの草刈り場と化した伊豆は難治の国で、三島代官支配ではもともと困難であった考え方される。それをさらに困難にしたのが享保の改革ではなかつたのか。それが、三島代官廃止に内在していなか。これらの面から享保の改革が代官支配・機能におよぼした影響を考えてみたい。

— 三島代官山本平八郎と江梨村公事

『新訂寛政重修諸家譜』第三巻山本平八郎親行の項に興味深い記事がある。⁽⁴⁾山本平八郎は、最後の三島代官であるが、君沢郡江梨村（村高三二石余、沼津市）の津元と網子の争論に際して、津元側の提出した偽証文を採用し、江戸城出仕停止となつた。これだけでも三島代官の公事審理が等閑ないしは審理能力がないことがわかる。この記事により、三島代官廃止の背景に支配機能不全があつたことが判明し、韋山代官復活の必然性の理論づけを大きく前進させた。

しかし、これが三島代官廃止の原因であることはまちがいないが、原因のすべてではなく、その一つである可能性も考えねばならない。それは、この事件が宝暦元年であり、三島代官廃止が宝暦八年で、この間なお数年の期間があるからである。そこで、この事件前後から宝暦八年にいたるまでの三島代官にかかる公事訴訟を調査せねばならない。まずは、江梨村一件についての経過から追つてみよう。

江梨村は鈴木四天王を称する家臣の末流四家が津元をつとめ、名主役を輪番していた。この独占に対し網子側が反発し、寛延四年網子惣代平左衛門（高野氏）が名主役についた。この対立が公事の背景となつている。⁽⁵⁾

1 寛延元年（一七四八）四月 江梨村津元より網子我ままにつき三島御役所宛の願書⁽⁶⁾

これは、津元四人（七郎右衛門・弥右衛門・甚五左衛門・定次郎）より三島代官斎藤喜六郎にあてたもの。立網漁の得分争論。津元側は、網戸場^{（あんどば）}は先祖代々の津元の所持で、魚一〇〇本につき一五本引き落とし、八五本で三分一運上をつとめ、一五本で網修復などの維持費にあててきた、という。これに対し、網子四八人のうち三七人が「小引」・「十分」という津元取分（一五本力）を否定、反論。これが、山本平八郎の墨付事件の発端と考えられる。斎藤喜六郎は、これを未審理のまま手代の収賄で罷免、逼塞の処分となつた。伊豆・駿河は、寛延元年より翌二年七月まで駿府代官大屋李之助の当分預となる。伊豆を駿府代官の預かりとすることは慣例にない異例の措置で、幕府も斎藤罷免への対応に苦慮したといえよう。その後、山本平八郎支配として、三島陣屋による支配に復したのである。

2 宝暦二年（一七五二）四月 江梨村津元・網子より三島役所宛の立網得分規定請書⁽⁷⁾

これは、網子総代（名主平左衛門・組頭角兵衛・百姓徳兵衛）と津元四人が三島代官山本平八郎に対し、新たな立網漁得分規定を承認したもの。宝暦元年山本平八郎の失態から審理やりなおしとなり、その結果の取決めである。冒頭に「津元共心得違を以過分に徳用取来候故、網子共相続難成申立之」とあるから、網子の申立により、虚偽の「墨付」を用いた津元側得分は過分歴然として削減したものである。その立漁徳用割合は次の通りである。

従来は、鮒一〇〇〇本（金一〇〇両換算）につき、津元徳用金二七両三分永一八〇文余と五俵半、網子一人金一分永五〇文余と米一俵であった。これを改め、津元得分から十分引金三両一分永一五〇文・名代金四両一分・えびす金二分（津元女房取分）、津元下人一人分金一分永一三文余・米一俵、淦（あか）取船金一分永一六文余、船修復金三両一分、小引金永一一三文余、総計一二両三分永二三文余・米一俵を減額。今後は船修復金一〇両・高見役金一両永六二文四分、三割合金二両三分永八六文、総割合の内三代半之金一両永七五文余と米三俵半、総計一〇両三分永二二〇文と米三俵半。以後総割になるべき一九両一分永一一三文余を二三代半に割合わせ、一代分金三分永一一〇文余を前々と差引き、金一分永五〇文余増し。

このほか、漁業道具仕立・修復は従来どおり。無運上の鰯網は、今後一ヶ年一張永五〇〇文で三張永一貫五〇〇文を新追加。網戸場の津元先祖開発の根拠なく、以後村全体の所持である。津元四名は従来どおりであるが、甚五左衛門・定次郎の収得してきた隠居代は廃止、門家代の金兵衛・伝三郎の一名は網子に編入する。

ここで、注目すべきは鮪一〇〇〇本が金一〇〇両に換算されることである。一〇〇本とれば一〇両、米に換算すれば一〇石、本百生の基準に達する。三三二石余の村高など問題にもならない。

3 宝暦二年（一七五二）九月 鰯網漁新規運上取立⁽⁸⁾

江梨村鰯網漁は「中奥已來」無運上であつたが、江梨から近浦を吟味のうえ三張・一ヶ年に一両一分の定納となる。これは、毎年吟味のうえ、網数増加、あるいは大網を使用した場合は注進が義務付けられている。

4 宝暦三年（一七五三）十二月 御証文写三通⁽⁹⁾

①差上申内済証文之事 獅子浜村弥惣八が、当辰年より戌年まで江梨村出物分一を請負ったところ、取立てにつき江梨村と争論となる。弥惣八が江梨村を相手取り吟味願を申立てたところ、郷宿半左衛門・茂右衛門が双方へ内済を斡旋、和談となる。⁽¹⁰⁾

②江梨村漁業徳用割合覚 江梨村惣網子より三島代官山本平八郎に提出したもの。ここでは一〇〇両につき、年貢二五両二分余、津元取分総計一七両余、網子取分総計一七両余となつていて。さらに、船修復料・小引金の割合を減じ、名代十分引・津元女房のえびす金・津元下人二人分・淦取船金を廃止している。津元得分は、前年の2の協定よりさらに後退している。えびす金の廃止は、津元宅における網子の宴会が廃止されたことを意味しよう。

③名主役・得分永代安堵の墨付 これは、勘定所より江梨村名主平左衛門にたいして発された永代名主役・分一取得の安堵状の写である。要点は五項目である。a 名主役永代安堵 b 名主役を他にゆずる場合もかならず年限を切り、取立帳ほかをわたくす必要はない c 従来小高で名主給不足、代償として山海諸分一の永代支配を認める d 諸分一取立ては徳用割合の通り取

立てるべし、山方分一は名主家で取立てたる通り e 漁獲は分一改めの後入札し、金子取立ての後は早々に名主におさめること。

5 宝暦四年（一七五四）二月 江梨村惣百姓、平左衛門永代名主承諾証文⁽¹¹⁾

これは、名主平左衛門が惣百姓に4の③名主役・得分永代安堵の墨付写を読み聞かせ、惣百姓惣代が平左衛門に提出したものの。まず、第一に宝暦二年の網戸場出入りで出府したときに発されたものではなく、帰村後再度出府を命ぜられ、達されたものであることを確認している。惣百姓は、公儀よりの永代名主の件一同承諾、津元は一切役儀につけないことを確約、しかし、諸払いには不自由するので出入りは勘弁願いたい、としている。

6 宝暦五年（一七五五）八月 江梨村若者組分裂争議⁽¹²⁾

江梨村若者組は四〇名、これを除名された藤七・伊兵衛の二名が別途に二〇名の一組を設立したいと、名主平左衛門に願出した。かれらの態度は強硬で、事情をきくため両名所属の五人組のものをよんだところ、これまた語氣あらかつた。やむなく、三島代官山本平八郎に叱責願いを提出した。若者組分裂願の背後には若者の所属する五人組を津元方が扇動している様子がみえる。

7 宝暦七年（一七五七）九月 八駄網による網戸場夜間密漁⁽¹³⁾

江梨村網戸場で日暮時新八駄網で密漁している者を発見、抗議のすえ漁獲量におうじ三分一の納入を承知させた資料。これも津元方の勝手操業に対し名主側が分一取立権を認めさせたものであろう。

以上、宝暦八年までの江梨村問題を洗いだしてみた。まず、立網を中心とする漁業問題から検討してみよう。一般にいう立網（建網・定置網）は、水中に魚群を誘導するための垣網を立て、魚群を狭隘なふくろ網に誘い込んで捕獲するものである。主要なものは長門・肥前などを中心とする西南系大敷網、富山湾を中心とする北陸系台網、牡鹿半島を中心とする東北系大網があり、のちに北海道系の建網が加わった。西南系大敷網は、五島方面で大規模な鮪大敷網となり、江戸時代中・末期に全国

に広まつた。文化年間に伊豆に広まつて根子才網となり、相模方面にも広まつた。⁽¹⁴⁾

これにたいし、江梨をふくめた西浦の立網は建切網といい、魚道をさえぎる帶状の大網をもつて魚を網内にとどめ、その網内で曳網・敷網などで捕獲する漁法である。ことに、鰯をおつて湾内にはいる鰐・鮨などを目的とする。文禄・天正期より立網・網戸場に関する史料が存在し、西浦・内浦では同時期より徵税対象であった。⁽¹⁵⁾ さらに、慶長期以降にも多くの収載資料がある。これが、享保期より全国的商業活発化の影響か、網戸争論がさかんとなつていく。ことに、江梨は富士川下り荷物をはじめ廻船取り引きの場となつたほどで、商業・金融の発達した地といえよう。しかも、陸路不便な孤島的村方であるから統制も緩やかであつた。漁獲の鮨は生魚として江戸から伊勢方面まで広範に販売された。天保三年（一八三二）三月七日西浦久料村船が伊勢への生鮨売却の帰途、遠州横須賀沖で難船し、御前崎に漂着した例がある。⁽¹⁶⁾

江梨村などに対する三島代官の統制が緩慢であつたことは、鰯網が宝暦二年まで無運上であつたことでもわかる。そのうえ、三島代官は争論審理を渋滞させ、最終的に裁定を誤つたのである。1の寛延元年の訴状が提出された時の代官は斎藤喜六郎であり、大屋平之助預りとなつたが、この裁定がつかず、かわつた山本平八郎が徳用基準をもとめて寛延三年十一月木負村に「立彌浦法并徳用割合仕形書上帳」⁽¹⁷⁾ を提出させた。これは木負のみならず西浦諸村にも提出を命じたであろう。それにもかかわらず、基準をつかむことができなかつたのである。さらに、津元の提出した偽の「墨付」を採用するという失態を演じたのである。

この審理が、単なる漁場得分争論にとどまらなかつたことが失態につながつたとはいえ、やはり弁解の余地はなかつたであろう。木負村など隣村は名主が津元を兼任している。多くの場合、それが普通である。しかし、江梨村の場合、2にみるように、名主平左衛門・組頭角兵衛・百姓代徳兵衛は網子総代である。津元四名を村役から排除した結果である。村高は三二二石余（「天保郷帳」のみ三四石余）、明治二十四年でも戸数六四、人口四四〇である。耕地すくなく山稼ぎ・海稼ぎにたよる村方であることは一目瞭然。網戸場にたよるところ大である。すなわち、村の行政機構をにぎる名主側と、経済機構をにぎる津元側の

対立という享保期以後の村方状況がはつきり線引きされた状態である。

のことから考えられることは、偽の「墨付」が露見して意氣消沈している津元に対し、一挙に有利となつた名主側の巻き返しである。4③の墨付によれば、名主役の永代安堵とともに山海諸分一を保証されている点はみのがせない。この山海諸分一が、薪肴分一などに限定されるものか、立網運上にまでおよぶものは不明。小論では、立網であるから税は運上であろうと推測して表現しているが、1では「三分一」・「三分一運上」、4②では単に「年貢」としている。木負村「立獵浦法并徳用割合仕形書上帳」では「三分一定納」とある。嘉永五年（一八五二）江川氏の「子年勘定目録」では分一の割合は冥加・運上からみると非常にひくく、一〇万石支配地に出物分一二六〇両余・薪肴分一一三〇両余にすぎない。しかも、それぞれ年季をきつて納入しているので運上も冥加も分一もさしたる区別はない。「三分一運上」などという表現も曖昧である。4③の証文では諸分一取立ては「徳用割合」によるという。この表現では網戸場の税の「徳用割合」によるともとれる。薪は背後の江梨山をひかえ重要な山方稼ぎで、船で吉原・富士方面に出される。肴は、釣漁によるものをさし、幕初には生魚として江戸納めを命じられていた。ともに、分一を賦課される対象であるが、これに網戸場の税が加わるかどうかは、なお検討をする。もし、加わるとすれば津元にたいする大逆転である。

いずれにしても、津元側の劣勢につけいって名主側が安堵状（墨付）の発行を要求したものとそれよう。だからこそ、5の冒頭で「江戸において網戸場出入り決済後帰村し、再度召出されて仰渡されたものである」ことを確認させ、弱みをつけこんだものでないことをしめさなければならなかつたものであろう。また、統制緩慢な江梨村であるから、この安堵状自体が偽物であることも考えられる。勘定所で発した証文であるから、本物は勘定所に保管される。とうぜん、名主平左衛門の所持するものは写し書である。4③「名主役・得分永代安堵の墨付」は写し書で、5で惣百姓に読み聞かせたものも「御證文写」としている。すなわち、もう一度訴訟をおこす覚悟がなければ真偽不明である。4①にみる獅子浜村弥惣八の江梨村出物分一請負争論も、名主が委託したと考えれば問題ないが、4③の山海分一取立て方法とは矛盾する。もし、これが偽証文であつたとし

たら、名主の処罰だけですむはずである。こののち、まもなく三島代官は廃止される。あるいは弱みのできた山本平八郎が名主の提出した古い偽証文を信用して、勘定所から再発行したものかもしれない。これが発覚して、宝暦元年の処罰では転勤になかった山本が、同八年にいたつて三島代官廃止という処置とともに配置かえとなつた、この筋書は推測にすぎないが、そう考えたくなるほど複雑な問題である。

しかし、その後は安定し、名主平左衛門家は江川氏に英龍が出るとその日となり耳となり、華山屋敷に頻繁に出入りするようになる。つぎに、江梨村以外の宝暦八年までの公事などを検証してみよう。

二 下田・柿崎争論とその他の公事

A 宝暦三年七月二十日 立漁に関する漁業協定

これは、賀茂郡松崎村・江奈村・道部村・浜村・岩地村・石部村・雲見村にかかるものである。⁽¹⁸⁾ 松崎町の石部区有文書（高橋五雄家）・松崎町雲見の雲見くじら館文書・松崎町岩地大屋文書（斎藤家）の三点が残されている。その協定は、釣漁とのかかわりあいであり、立網漁にたいする釣漁の制限が主体である。江梨村争論とは異なるが、網漁の収益増大と商品流通の活発化が背景となつていよう。

B 宝暦六年一月 三島役所貸付金質地問題⁽¹⁹⁾

これは、三島代官貸付金にたいし質地をとつたもの。貸付金子（宝暦六年分）八五両にたいし、元利上納とどこおる場合、召上げられる質地は五三石一斗五升八号・四町六反八畝六分・代金一二三二両一分永一四四文五分。

後期華山代官の貸付金においても、悪質な場合には質地をとり、入牢を命ずることもあったが、最初からこれだけの質地をとるのは異常である。大土肥村は高一五三石余、寛永二年より一貫して旗本井手氏領である。質地の高は単純にみると三分の

一余となる。私領を対象とする関東郡代役所貸付金か、三島代官単独管理の貸付金か、明確でないが、復興・殖産という本来の目的からはずれ、貸付そのものが破綻していることは明らかである。形式的な、また実際には行いえないことであろうが、「若御金元利上納相滯候ハハ右質地可被召上候」⁽²⁰⁾とある。

C 宝暦六年六月 湯ヶ野・下佐ヶ野入会争論⁽²⁰⁾

これは、賀茂郡の湯ヶ野村（三島代官所）と下佐ヶ野村（掛川藩領）が、株場大むれ山前面下下佐ヶ野郷林に湯ヶ野村が入つたことで争ったもの。これは決着がつき、問題を残していない。

以上、金融に破綻はみられるものの、代官更迭にかかるほどの問題はない。しかし、次の下田・柿崎争論は重大である。

D 宝暦七年八月 下田・柿崎争論

下田町・柿崎村ともに三島代官支配。この資料は、前置である「柿崎村と争論之事」と、裁定の内容をしめす「差上申一札之事」⁽²¹⁾からなる。経過は、大坂の廻船（桑名屋幾平船）が、宝暦五年（一七五五）十一月下田港内犬走島で難船。これを柿崎村が単独でとりこんだことに下田側が抗議、下田支配の場として船具などを押収し、争論となつた。三島代官、浦賀奉行が吟味したが、決着つかず、山本平八郎は勘定奉行曲淵豊後守（照親）にゆだねた。勘定所における吟味の結果につき柿崎側が承伏せず、検分使の現地派遣後、再吟味となつた。その結果双方の言い分とくに訴訟方柿崎村の主張について裁定が下された。

○訴訟方柿崎村の主張

犬走島は寛文年中白浜村と争論裁許絵図にも記載があり、内海の島に弁天を勧請してある、したがつて湾内は柿崎村湊であり、高札もたて、浦役をつとめ、内海に難船ある節は柿崎村がとりはからってきた。入津・廻船の宿もつとめ、漁業・所天草の運上を納入してきた。稻生沢川中央が下田町との境界で、内海一円が柿崎村支配であり、下田支配は誤りである。

○下田側の反論

犬走島は往古より下田支配であり、貞享年中御定絵図面にも下田湊と記載がある、浦役をつとめ、高札をたて、前々より湊

内に難船あつた場合は柿崎村から異論をとなえられたことはなく、先年船具をひきとつたことはなんら問題ない。また、境界は稻生沢川中央ではなく、稻生沢川岸の武浜から一円下田町地内である。

〔柿崎主張への裁決〕

1 柿崎提出の寛文四年（一六六四）裁許絵図には海岸線と島の形はあるが、名称の記載はなく、柿崎湊の存在は証明できない。裏書は白浜村との地境争論であり、湊の証拠として採用できない。下田提出の貞享三年（一六八六）裁許絵図は、下田町と柿崎・須崎・外浦との曳網漁場の出入り、服部久右衛門裁定の裏書がある。これには、柿崎村が柿崎湊と主張する場所は、東西口一八町・南北奥行三〇町「下田湊」と記載がある。裏書にも「柿崎曳網は今根・犬走・鵜島・窓ヶ浜より内側、下田大網だけはこの内側操業は不可、そのほかの漁船は下田・柿崎とも下田湊内の操業自由」とある。したがって、今般争論の場所は「下田湊」である。

2 柿崎村の漁業運上と享保年中所天草運上納入は、どこが納入しているか確定できない。

3 御城米船・八丈御用船・流人船曳船番船勤務は、柿崎にかぎらず海浜村々で行い、湊役とはいえない。

4 下田は船宿の問屋株六三軒を保持しているが、柿崎には定まつた問屋株はなく、いきかがりの船宿を勤めたにすぎない。

5 稲生沢川中央を双方の境とする根拠はなく、享保九年（一七二四）下田・柿崎より三島役所へ提出の連判証文では、武山権現・畠屋敷は柿崎村、武浜は下田町となつてている。

6 内海島の弁天による柿崎の内海支配権は根拠なし。弁天設置は貞享三年以前のことで採用しがたく、享保九年の確定にも採用されていない。

以上、柿崎側主張はすべて取用いがたし。

〔下田主張への裁決〕

以前より湊内の難船・破船の節、柿崎に異論はなかつた。ところが、宝暦三年（酉）・宝暦七年（丑）は下田より柿崎に抗

議、「下田より柿崎に依頼して、取計らわせた」と主張するが、依頼の根拠はない。以前にも柿崎だけで取計らった例は度々あり、先着によるものと考えられる。よって、下田町にのみ、難船・破船の占有取計いの権利がある根拠はない。

「勘定所より双方へ申渡し」

- 1 湿内曳網・漁場入会は、貞享三年絵図面の通り。
- 2 柿崎・下田境界は、享保九年双方提出の証文通り。
- 3 下田湿内の難船・破船は、双方立会にて取計らい。
- 4 柿崎の者、勘定奉行曲淵豊後守（照親）吟味の節、成立しない主張を言い張り、口書・印形を拒んだ点は不埒。しかし、見聞・吟味ののちは得心、心得違いを詫びたので宥免、急度叱りのみ。
- 5 下田の者、難船・破船は双方にて取計らいのところ、宝暦四年のみ柿崎の取揚げた船具を没収した件は理不尽、よって叱りおく。

以上、再論禁止、違背は科、後証のため連判証文申し付ける。

この争論は、双方が自らの主張に固執して和解せず、柿崎はこの機に利権拡大をねらって頑くなになつたことがいたずらに長期化する原因となつた。しかし、この責任を下田・柿崎にのみ求めるのではなく、これを裁く幕府側にも大きな不手際があつた。その最たるもののが、三島代官の公事取扱機能の弱さである。柿崎はここにつけいしたものとみられる。

下田・柿崎の境界は、この宝暦七年（一七五七）からわずか二三年前の享保九年（一七二四）に双方で決着ずみのことである。柿崎は、主張が通らないことを知っていたはずである。内海を柿崎湊と主張したことも、自ら所持する寛文四年の裁許絵図が証拠にならないことを承知のうえであった。

浦賀奉行は難船一件の吟味をしただけであろうから、争論の主体は三島代官が吟味（内調・外調）せねばならなかつた。ところが、三島役所には公事吟味の機能がなく、即座に江戸役所におくられる。現地の事情にうとい山本平八郎は、取扱あぐね

て吟味そのものから勘定奉行にゆだねてしまった。柿崎の主張の不備などは、その証拠という寛文四年の裁許絵図を提出されば一日瞭然である。柿崎があくまで勘定所の調停をつっぱねたのは、証拠書類を提出しなかつたためであろう。検分使が柿崎にいたつて初めて寛文の絵図をしめし、得心のいったふりをし、詫びたものであろう。争論吟味とすれば、子供だましの手口でしかないものを老練の山本平八郎が吟味できなかつたのである。「急度叱り」程度の処置と読んでの柿崎の抵抗を、幕府の処置の限界とすれば、御領支配も極まつたというべきであろう。

三 享保の改革と宝暦期代官

江梨村における公事を宝暦元年あやまつて処罰された山本平八郎が、すぐに配置転換されなかつたのは幕府の体面もあつたろう。しかし、その後宝暦八年にいたつて三島代官廃止、垂山代官復活・強化の処置となつたことについては、以上の資料説明でほぼ納得のいくところである。

まず、津元の提出した偽の墨付を採用して処罰された山本が、宝暦三年網子総代の名主平左衛門に「名主役・得分永代安堵の墨付」を勘定所より発行しているが、この処置が誤りであつたか、墨付が名主の偽作である可能性もある。もしそうだとすれば山本の二重失態となる。ついで、宝暦七年下田・柿崎争論では証拠書類の提出と吟味もおこなえず、勘定奉行に投げあげるという失態を演じている。

小論では三島代官という名称を便宜上もちいているが、実態は三島陣屋を使用し、駿・豆・甲・相などを支配する関東代官であり、本役所は江戸である。したがつて、三島はその使用する一陣屋にすぎない。当然三島代官は三島役所には常駐せず、検査などの時節に立ち寄る程度であった。そして、三島役所に出役する手代も一・二名で、通常は留守居を置き、無人であつたと考えられる。『箱根関所日記』上巻の「病死人并自害人有之候之部」に、宝暦六年三月十三日自害人処置にそれを類推す

る記事がある。⁽²²⁾自害人を箱根宿三島町の念佛堂に安置したが、三島役所支配のため連絡したところ、山本平八郎の手代高木又次郎が江戸より派遣されてきた、とある。すなわち、検死程度の手代さえ江戸から派遣されるのであって、三島には手代が配置されていなかつた証拠である。江梨村吟味がすべて江戸でおこなわれている点からみても、訴状は江戸役所で取り扱つたこと、明らかである。

幕府が弛緩した伊豆に、江川氏をかえし、その土豪性によつて治めようとしたことは十分に納得できる。宝暦八年（一七五八）陸奥・下野代官江川英彰と、三島代官山本平八郎は任地を交換した。その九年後の明和四年（一七六七）閏九月六日山本は職を辞し、十四日に歿した。時に七二歳。宝暦八年六三歳での転任であるから、かなりきびしく、罷免されなかつただけの処置と思われる。

このような事態のなかに、おくりこまれた江川氏としては、毅然たる態度をしめさざるをえなかつた。『下田年中行事』につきの記事がある。⁽²³⁾一往事ハ不返如水といへとも御番所の事返ス返ス顧リミて不得止事願旨一ビ奉入 御上聞度年月を過る事此ニ至りて貳拾七年名主東野久右衛門役中延享三丙寅の年 御巡檢様御泊りあり此時願書を差上又宝暦十辰年（中略）大御巡檢様御泊りあり此時亦願書差上再ビ御取上ケあり慶ぶ怡て幸を俟チ候處無程同十一巳年三月江川太郎左衛門様へ被召出右之願書不被為及御沙汰旨被仰渡則御役所ニおるて眼前御焼捨被成候と也（此願書不益ナル事也後人見ンガタメ後ノ卷ニ写出ス）

いたん巡檢使がとりあげた下田奉行再置の願書が不可の指示をともなつて葦山役所にまわつた。葦山としては、再願を押さえ、今後の態度をしめすため下田町名主の眼前で焼き捨てるという処置に出た。これを三島代官と比較すると、訴訟・願書の取扱いの態度がちがうだけでなく、三島役所でおこなわれなかつた吟味・申渡しが葦山で実施されるようになつた点がことなる。ここに、伊豆支配体制が大きく変化したことがわかる。⁽²⁴⁾

以上、三島代官の統治機能の限界について述べたが、これを山本平八郎個人の失態に帰せられるものではなく、辻達也氏が早くに「幕府の機構そのものに処罰される代官をうみだす原因がなかつたのか」⁽²⁵⁾という提言にもどうざるをえない。宝暦期が

年貢収納状態における高原状態であったことは知られるが、よってきたるところは享保の改革にある。享保の改革の主眼は、財政立直しにあり、その中心は年貢増徴と経費節減にある。増徴の一環には年貢収納の確実化・効率化もある。そこに、天和・貞享期の肅正に続く問題ある代官の処罰、辻守参・伊沢為永・小宮山昌世・蓑正高・田中丘隅・井戸正明・川崎定孝などの地方巧者の抜擢がある。また、享保十年勘定奉行神尾春央（若狭守）の献策によつて実施された口米・口永制度の転換なども収納米增加策にすぎない。

しかし、増徴策と確実化・効率化の背後には必ずマイナス面も存在する。定免法の採用が、大百姓に有利で、小百姓に不利とは、当時第一線の辻守参が批判したことである。小高の農民を疲弊させることは、貧富の差を拡大し、階層分化を進めるにすぎない。口米は関東では三斗七升一俵につき一升、関西では一石に三升で、関西が有利であった。口米・口永は、支配入用に充当され、役人の給与・諸経費となるものであった。したがつて、年貢増徴すれば収入が増加することになり、増徴の奨励策として始まつたものという。これを廃止して、口米・口永も幕府に納入させ、代官役所には支配高に応じ経費を支給することになった。この処置は、幕府にとつては代官・手代の口米・口永にたいする不正をなくし、年貢ともども徴収することによって確実に增收となつたであろう。しかし、代官役所の財政的ゆとりはうしなわれ、金五両から二五両程度しか支給されない手代を不正にはしらせることになった。代官給・手代給はひくく、癪着・腐敗はいずれの時期でも発生するが、不正をなくすための均一な経費支給の目算は逆の結果をうみだすこととなつた。

小宮山昌世が享保十七年（一七三二）で出仕停止と支配減高の処分をうけたのも、牧場普請の配下の收賄である。また、井沢弥惣兵衛（為永）の巡見をうけたとき、「よろしく談合におよぶべきの旨」命ぜられたにもかかわらず、昌世は井沢の質疑に応答したのみで、租税問題を協議しなかつた。昌世は、凶年の引き（减免）を平年に適用し、免除された国役を納めたように帳面で報告した。その結果、享保十九年七月五日、代官罷免・小普請入り、出仕停止の処分をうけた。年貢収納と村方立直しの板挟みとなつた形である。

さらに、小宮山昌世は享保二十年未納の年貢米金の年賦返納を命ぜられている。効率的なゆとりのない役所経営のなかで生じた問題で、手代の不正・農民にたいする租税宥免措置、すべて代官に負わされた形である。つづいて、蓑正高が寛延二年（一七四九）手代の不正で罷免されている。効率化を推進する地方巧者たちが、効率性のゆえに失脚したのである。神尾春央が延享元年（一七四四）中国地方にのりこんで隠田摘発と年貢率強化に辣腕をふるい、直属上司の老中松平乗邑ともども怨差の対象となつたことは、単に徵収される農民ばかりでなく、徵収にあたる代官・手代からも恨まれたところであろう。

享保の改革では、官僚制的地方支配強化のために代官および役所運営の監察をきびしくし、恣意的な支配を排除につとめた、という。このため、『民間政要』・『地方凡例録』・『地方落穂集』などの地方書が作成されるようになつた。これらは、貢租収納・公事取扱い・帳面類作成に遺漏なきよう代官職務について解説している。この辺をもつて吏僚化が達成された、と從来みられてきた。しかし、これらも寛政の改革以前の段階であり、寛政をへて、帳面類と実態に遺漏さえなければ、恣意的な支配・財政運営をしても許される状況をつくりだした。すなわち、貢租納入にどのような財源を用いようとも、規則通りであれば査察はうけない。その意味では、代官は初期から幕末まで年貢請負代官であり、享保の改革以後支配入用による定額請負制が始まつたといえる。

これら、年貢増長のための効率化と代官よりの年貢納入の確実化（帳面類の整備など）は、手代の減員・経費削減にもおよび、その結果軍事力の減退をまねくこととなつた。また関東代官においては代官はもとより手代の陣屋出張を減少させ、訴訟審理まで困難・不可能となつた。やむなく、文化二年（一八〇五）関東取締出役（八州出役）・寄場組合などという制度をつくらざるをえなくなる。関東取締出役には関東代官の手附・手代より公事・經理に堪能な文官が採用された。武官ではなく文官的な人材が充当されたことは、代官のもつとも基本的な役務まで機能しなくなつてゐる証拠である。

寄場組合が良き指導者のもとに自主的に機能した場合もあるが、多くの場合さらなる癪着をまねくこととなつた。高橋敏氏は『国定忠治』で当時の社会風俗が見えるように描写している。⁽²⁶⁾しかし、これを制度面からみると、限り無き不備と役人の

怠慢でしかない。殺害犯国定忠治は天保五年（一八三四）より十四年まで、関東取締出役の手先たる岡引・道案内などを買収して容易に逃亡を続けたのである。

天保の飢饉後には無宿者の横行になすすべもなく、嘉永二年（一八四九）の武州石原村無宿幸次郎を中心とする十数名が熊谷・深谷から甲・駿・遠をあらしても、韋山代官以外に召捕らえることはおろか手を出すこともできなかつた。文久から慶応期には、治安維持の農兵創設に際しても、幕府は一文も出費しなかつた。最終的には、自らの蔵入地の治安・徵稅役所の警備すら放棄したのである。これが、享保の改革・寛政の改革の結末である。

以上のように、代官处罚の責任は、組織的・構造的には幕府そのものにあつた。三島代官の支配所は未調査であるが、任地を交替した江川英彰、同年中に襲職した英征ともに伊豆・相模・甲斐であることから、この三国であろう。⁽²⁷⁾ となると、山本平八郎は江戸役所において三島・谷村・荒川などの陣屋・番所の指揮をとつていた、と考えられる。十数名の手代・書役を江戸をふくめ四ヶ所に分散せねばならないが、江戸役所にもつとも多くさかねばならないので、前述のごとく平常の三島など留守居のみの状態となる。これでは、貢租収納の帳面作成に出役する程度で、手代不在の期間が長く、伊豆全域に散在する御領に威令をしめすこともできない。訴状の吟味など十分におこなえるはずがないのである。⁽²⁸⁾

山本平八郎の前々任は斎藤喜六郎である。斎藤の失脚も手代不正である。斎藤は、朝鮮信使来聘のとき担当の手代の私曲あるをしらず、普請などが疎略であり、これを糺さなかつたとして、寛延元年（一七四八）十二月二十七日御役御免・小普請組編入のうえ逼塞の処分となつた。この二代にわたる不始末のすえ、ついに江川氏の土豪性を利用して伊豆を統御させることとなつた。幕府にとつては、安上がりな政策転換である。しかし、江戸・韋山に二つの本役所を置き、手代を多数必要とする江川氏に対する支給経費は不十分で、寛政期には江川氏は公的負債で破綻する。韋山復帰直後の宝暦九年浦役人・山守役などの減員・罷免から長津呂灯明堂の油まで削減をもとめた幕府であるから、破綻は当然の帰結である。⁽²⁹⁾

まとめにかえて

以上、公事審理能力不全による三島代官廃止は享保の改革の結果であり、改革以後の代官支配とりわけ治安維持が困難となつたことを論証した。改革は換言すれば弥縫であり、変化した部分と継続した部分などを検証する必要がある。改革即全面的変化もしくは良き状態への進化などと安易に考えるべきではない。代官の吏僚化などという表現や、近世的吏僚などという語は実態研究がないままの造語にすぎない。単に経費支給法の変化・帳面の整備など統制上の改革からだけで判断するのではなく、口米改革も必要経費支給が適正であつたかどうかを考え、再検討する必要があろう。すなわち、代官の実態をもつと深く掘下げ、支配形態を検討する時期がきている。年貢金米の保管・移動など大枠の研究は飯島千秋氏の研究が進みつつあるので、これに対応する地方のまた代官の年貢収納・移動の実態調査など全国的に行われるべきである。それによつて、享保の改革以後代官の年貢請負体質がさらに深まつたことが浮彫りとなつてこよう。

享保の改革による代官に対する支給経費の実質的減少は、手代数の削減となり、年貢納入・公事などかなりの面で地方名主などに委任する部分が多くなつたと考えられる。これは、村方にとつて歓迎すべきことであつた。その証拠となりうるのが、駿河の臨済僧白隱の「壁訴訟」である。⁽³⁰⁾ 宝暦八年、弟子の東嶺が開いた竜沢寺（三島市沢地）の勧請開山となつた白隱は、関東郡代伊奈氏を礼讃し、江川赴任反対を表明した。伊奈の預りとなれば、三島代官以上に支配は緩かとなる。事実、伊奈は江川氏の体制が整うまでの措置として、宝暦八年より五ヶ年定免とした。白隱は、緩かな支配を歓迎する檀越を代弁したのである。

ここで、もう一つの問題がある。それは、手代数の削減による名主・地役人などがかなりの部分で年貢・公事などで代替機能を果たしていたと考えられる点である。資料調査の進んだ伊豆などでは、どこにその機能があつたかを調査することも興味深い。

最後に代官研究・幕領支配研究について提言しておきたい。年貢収納形態から見ても幕府支配は個別掌握主義で、統計的把握を困難としている。支配も同様で幕命があつたとしても全代官が一律に行はれ得たとは限らない。ある代官が成功しても普遍的に成功しているものではない。江川氏において成功した金融・農兵が他代官では実施不可能であつた事が好例である。三島代官をもつて関東代官の現地支配能力を論証したが、江川氏はその不備を克服している。すなわち、普遍化できる問題か否かを見極めることが肝要である。また、文書による実例研究が積み重ねられてこそそれも可能となろう。

注

- (1) 「伊豆国代官領・朱印除地等覚書」(『韮山町史』第六巻上・No.六〇)によれば、伊奈半左衛門の当分預は、宝暦八年九月から九年五月までである。なお、『下田年中行事』卷十(平井平次郎著、森義男編、長倉書店刊・一三九頁)にも宝暦期の支配変化が記されている。宝暦八年七月から韮山支配となつたことの前に「宝暦七丁丑九月より翌寅六月迄御代官伊奈半左衛門様御支配也」がある。『三島市誌』では九月より五月まで。この伊奈支配は、宝暦八年から翌年までの韮山支配の預りをさすものではないか、と考えられる。すなわち、「宝暦七丁丑九月より翌寅六月迄」は「宝暦八戊寅九月より翌卯六月迄」の誤りで、編者が韮山支配と重複することから書き改めたものであろう。とするならば、期間的にも適正で、九月より六月までという伊奈預りの期間をしめすの資料の一つとなる。
- (2) 江川氏が保有してきた権益とは、御園地(韮山城跡地)と御園地作徳米(同地内新田畠作徳米)、金谷村一村支配(田畠・宅地・山林・林場いっさいが江川氏所持のもの)、山木山御林など。
- (3) 高橋敏「東海地方における天保改革前夜の情勢」(『地方史研究』一三二号、一九七四)・「中・後期代官地方支配の実態」(津田秀夫編『近世国家の展開』一九七四)。
- (4) 宝暦元年四月二十五日支配所伊豆国君沢郡江梨村にして魚獵のことにより、津元ならびに網子ども訴ふ旨あるのとき、津元のもの所持の墨付と称せし書物不束なる書留なれば、取用ふまじきを、かの墨付にまかせこれまでの通りいたすべき旨裁断せし条越度なりとて出仕をとどめられ、七月二十二日許さる。
- (5) 岩田みゆき『幕末の情報と社会変革』第一編第二章(吉川弘文館・一〇〇一年)。

(6) 加藤一男家文書「乍恐書付を以奉願上候事」（沼津市歴史民俗資料館所管）、『静岡県史』近世II・資料11。

(7) 加藤一男家文書「差上申御請証文之事」（沼津市歴史民俗資料館所管）。

(8) 江梨区有文書「差上申一札之事」（沼津市歴史民俗資料館所管）。

(9) 江梨区有文書「御証文写 三通」（沼津市歴史民俗資料館所管）。①「差上申内済証文之事」、②「漁業徳用割合覧」（『静岡県史』近世

II・資料11)、③「相渡置御証文書付之事」。

(10) ①「差上申内済証文之事」は、年月の記載がない。これを宝暦前後の文書とすると、郷宿半左衛門（鈴木氏）・茂右衛門（小川氏）は襲名で、認識されている両者の父となる。その場合、辰ノ戌は寛延元年（一七四八）～宝暦四年（一七五四）か、宝暦十年（明和三年（一七六六）となる。また、江川氏の復帰以前に韭山の郷宿が機能していたことになる。逆に、この証文のみ後年のものである可能性もある。とすれば、後年②・③とともに同一包紙に入れたものである。

(11) 江梨区有文書「差上置候惣百姓取究規定書之事」（沼津市歴史民俗資料館所管）、惣百姓惣代三名より名主平左衛門宛。

(12) 加藤一男家文書「乍恐以口上書御願申上候事」（沼津市歴史民俗資料館所管）。

(13) 加藤一男家文書「相渡申証文之事」（沼津市歴史民俗資料館所管）。

(14) 『国史大辞典』（吉川弘文館）、「立網」の項。

(15) 「豆州内浦漁民史料」（日本常民文化生活史料叢書）一五巻、三一書房）にみる立網史料。

一五安藤豊前書状（大川家文書）天正元年九月十七日

大川・土屋等ニ宛テ退転セル重須村網度三帖分弁済ノ件ニツキ通告ス

二二北条家朱印状（大川家文書）天正十七年八月二十六日

西浦小代官・百姓ニ宛テ、しごのたり五〇〇枚持參を命ず

二三浅野長政代官連署状（大川家文書）天正十八年四月十六日

大川兵庫・隼人両名ニ宛テ、西浦七ヶ村ノ網年貢徵収ヲ委ヌ

二六重須網度覚書（大川家文書）天正十八年十月十九日

大川四郎左衛門ニ宛テ、網度半帖ソノ他ノ支配ヲ認ム

三五網度壳渡證文（三津大川家文書）文禄五年正月一日

内記ヨリ隼人ニ宛タルモノ

『御前崎町史』近世資料集。

- (17) 「豆州内浦漁民史料」下巻六九三（前出）。

(18) 「一札之事」、松崎町の石部区有文書（高橋五雄家）・松崎町雲見くじら館文書・松崎町岩地大屋文書（斎藤家）の三点が現存。協定内容は、(a) 立漁の時節、湊口へさしかかる魚に釣漁船は障りなきこと、(b) 網立の場所には釣船立入らず、釣船には網漁が障りなき事、(c) 外海網漁の場に釣船障りなき事、(d) 湊口より外海に網船がない場合は釣漁差支えなし、(e) 湊口より内に立漁があるとき、釣船は入ってはならない。

(19) 「豆州三島役所貸付金質地帳」（函南町大土肥・渡辺清家文書）。

(20) 宝暦六年六月「乍恐書付を以御註進申上候御事」（河津町下佐ヶ野区有文書）、宝暦六年七月「済口証文之事」（河津町飯田幸久家文書）。

(21) 下田市本郷公民館文書、『下田年中行事』（平井平次郎著、森義男編、長倉書店刊）。

(22) 『箱根関所日記』（箱根町教育委員会編、一九七六年）上巻八三頁。三月十三日自害人は「三島道御境杭より手前風越」（小田原町分か）にあり、箱根宿三島町念佛堂攝取院に安置して、関所に三島・小田原両町年寄より関所に注進があった。十四日検分、大杉安右衛門と判明、遺体が三島役所管轄下の三島町のため三島役所に報告の上、十九日小田原藩代官山中七郎兵衛が検死、さらに小田原藩物頭庚丹六・目付篠塙小左衛門が検死して終了した。そこへ江戸より代官山本平八郎の手代高木又次郎の検死出張の報が届いたため庚丹六は立会のため箱根宿で待った。高木又次郎の到着が幾日かの記載はないが、山本平八郎側から遺体の引渡し要求が出た二十六日までの間であろう。箱根より三島役所に連絡がいたつたのが十四日、三島より江戸の山本へ連絡が入つたのが十七日、山本から高木の検死出張の報せられたのが十九日、高木が江戸より到着したのが二十一～二日ころである。

(23) 『下田年中行事』（平井平次郎著、森義男編、長倉書店刊）巻十、一三九頁。

(24) 下田湊争論は下田・柿崎に須崎を加えて再燃する。江川氏は申分を審理し、勘定所に報告。すべて江川氏支配のため普請役和田清助・簗笠之助手代が出役し、安永二年に決審した。しかし磯漁場も含んで尾をひいたので、天保十一年七月江川英龍は下田町に申渡請証文写を提出させ、証拠書類を確認させてこれを抑えた。すなわち宝暦期争論と処置における相違は歴然である。（江川文庫 No.300）

(25) 『享保の改革の研究』（同氏著、創元社、一九六三）第六章徵租機構の改革と年貢増徵。

(26) 高橋敏著『国定忠治』（岩波新書、一〇〇〇年）。

(27) 甲斐国都留郡支配は、『都留市史』通史編（平成八年）一八八頁「正徳二年よりの谷村代官変遷表」によって、寛延二年から宝暦八年までの山本平八郎を確認できる。

(28) 幕府支給の役所入用と実費の差が代官の収益（負債）であるから、手代の減員あるいは雇手代を用いるなどしなければ収益を出す方法がない。山本の場合、一二〇一五名程度の手代であったと推定する。

(29) 『韋山町史』六巻上八六（三五一頁）「在役人手当減方・長津呂湊明油減方答申」（宝暦九年）。

(30) 『白隱和尚全集』六巻「壁訴訟」一五七頁。